

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【公開番号】特開2006-228964(P2006-228964A)

【公開日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2006-034

【出願番号】特願2005-40775(P2005-40775)

【国際特許分類】

H 05 K 5/02 (2006.01)

【F I】

H 05 K 5/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月15日(2008.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パネルとシャーシとが、前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により嵌合されて、固定される固定装置において、

前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により前記パネルと前記シャーシとが嵌合された状態で、前記シャーシの先端部に当接するように前記パネルに弾性部材が設けられることを特徴とする固定装置。

【請求項2】

前記パネルには、前記弾性部材が弾性変形することを許容するスリットが形成されることを特徴とする請求項1記載の固定装置。

【請求項3】

前記弾性部材は、前記パネルに一体成形されることを特徴とする請求項2記載の固定装置。

【請求項4】

パネルとシャーシとが、前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により嵌合されて、固定される固定装置において、

前記パネルに設けられ、前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により前記パネルと前記シャーシとが嵌合された状態で、前記シャーシの一部が喰い込む弱部を備えることを特徴とする固定装置。

【請求項5】

前記シャーシには、テープ状の切欠き凹所が形成され、前記パネルの弱部は、塑性変形されつつ前記切欠き凹所に嵌合されることを特徴とする請求項4記載の固定装置。

【請求項6】

前記シャーシはテープ状凸部を含み、

前記テープ状凸部は、前記パネルの凹所を成す弱部に嵌合されることを特徴とする請求項4記載の固定装置。

【請求項7】

前記弾性部材は、前記シャーシの一部を挟持する機能をさらに含むことを特徴とする請求項1記載の固定装置。

【請求項8】

前記それらの嵌合部は、  
前記パネルに形成された嵌合孔と、  
前記シャーシに設けられた爪とから構成されることを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の固定装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】固定装置

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、たとえばカーオーディオなどの電子機器に好適に適用される固定装置に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の目的は、外観上の不具合を解消し、かつ嵌合部のガタを防止することができる固定装置を提供することである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、パネルとシャーシとが、前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により嵌合されて、固定される固定装置において、

前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により前記パネルと前記シャーシとが嵌合された状態で、前記シャーシの先端部に当接するように前記パネルに弾性部材が設けられることを特徴とする固定装置である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また本発明は、パネルとシャーシとが、前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により嵌合されて、固定される固定装置において、

前記パネルに設けられ、前記パネルと前記シャーシとに設けられたそれらの嵌合部により前記パネルと前記シャーシとが嵌合された状態で、前記シャーシの一部が喰い込む弱部を備えることを特徴とする固定装置である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また本発明は、前記弹性部材は、前記シャーシの一部を挟持する機能をさらに含むことを特徴とする。

また本発明は、前記それらの嵌合部は、

前記パネルに形成された嵌合孔と、

前記シャーシに設けられた爪とから構成されることを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、前記嵌合状態において、弹性部材はシャーシの先端部に当接して配設されるので、次のような効果を奏する。パネルとシャーシとの嵌合作業と弹性部材を弹性変形させる作業とを分離することなく、一連の作業でほぼ同時にを行うことができる。それ故、作業工数の低減を図ることが可能となる。

また本発明によれば、パネルには、弹性部材が弹性変形することを許容するスリットが形成されるので、前記嵌合状態において弹性部材がシャーシに押圧されて容易に弹性変形することができるうえ、パネルの軽量化を図ることができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

また本発明によれば、弹性部材はシャーシの一部をも挟持するので、嵌合部の動き自体を規制し、ガタを一層吸収することができる。

また本発明によれば、嵌合孔に爪が嵌合することによって、前記嵌合部が構成されるので、パネルまたはシャーシに外的な振動が作用しても、嵌合部にガタを吸収し、ガタに起因する異音の発生を防止することができる。